(5) 遺伝医療における診療記録のあり方―認定遺伝カウンセラー®の調査より―

医療福祉学研究科医療福祉学専攻修士課程 ○寺川 千晴 医療福祉学研究科医療福祉学専攻 山内 泰子 医療福祉学研究科医療福祉学専攻 升野 光雄 岡山商科大学 山下 登

【目的】

遺伝情報を用いる遺伝医療では遺伝カウンセリング (GC) が重要とされている。2022年にガイドラインの改訂があり、遺伝情報を特別扱いせず GC 記録も電子カルテに載せることが推進された。しかし、その詳細は明記されていない、遺伝医療の診療記録に関して医療関係者での適切な情報共有について提案することが目的である。

【方法】

1. 質問票調査

全認定遺伝カウンセラー® (CGC)356名を対象に無記名自記式の質問票調査を行った. 回答期間は2023年10月12日から11月2日である. 調査内容は大きく分けて①基本属性②電子カルテ上に記載しているGCの情報③共有に関する質問④電子カルテに記載することを躊躇する情報とその理由⑤想定される事例ごとにGC記録にどう記載するかである.

2. インタビュー調査

対象は臨床経験が豊富で資格取得後10年が経過 している CGC2名である. インタビューガイドを用 いた半構造化面接を行う. Zoom を用い, その内容は録画・録音により記録する. 設問は5問で, 特にGCの内容も原則として他の診療情報と同様に診療記録に記載する場合来談者のプライバシー保護と相反しないかについて考えを聴く.

【結果】

質問票は89名から回答が得られ、回収率は25.0%であった。回答者の97.7%が所属機関に電子カルテが導入されており、回答者の57.0%が所属施設の電子カルテに階層化による保存システムがあると答えた。遺伝に関する診療記録等を階層化された領域で保存していると答えたのは32.1%であった。また、遺伝性疾患に関して電子カルテに記載することを躊躇すると項目があると回答者の50.0%が答え、最も多かったのは来談者の心情であった。

【考察】

回答率は25.0%にすぎないが、回答者の半分は電子カルテに載せるのに躊躇する項目があると答えており、特に来談者の心情について記載する方法について検討する必要がある.